

因果関係があるかないかについては、「あれなければこれなし」という条件的因果関係のあるもののうち、法が相当と認める範囲内のもの、すなわち通常生ずるであろう損害と当事者が予見しうべきであった損害については、因果関係があると説明されるのが一般的です（民416参照）。

例えば、交通事故の場合、救急車が落雷にあって交通事故の被害者が感電死したようなとき、交通事故がなければ感電死もなかったというような条件的因果関係はあるけれど、救急車に落雷があり感電死するというようなことは通常ありえず、予見もできないことから交通事故と死亡との間に因果関係はないとされています。これを相当因果関係といっています。

コラム

○因果関係

「因果」は、仏教でいう業・輪廻説に基づく因果応報の教えに由来する言葉です。古代インド仏教の説話文学には、この考えが顕著に反映され、人間のなした行為は業の力を生み、それは必ずや後に実を結ぶと説かれています。逆に言えば、現在の自分の状況は、必ずや過去の自分の行為の結果とされ、良き未来を得るために現在を良く生きるように要請されました。

先行行為と後行事実が原因・結果の関係に立つことを言い表すための適切な表現として、「因果関係」という仏教に由来する言葉が法律の条文の中で生かされているわけです。

(2) 不法行為の効果

以上で述べた要件が充足されると、宗教法人は第三者に対し損害賠償義務を負います。同時に、行為を行った代表役員らも個人的に

損害を被った第三者に賠償をしなくてはなりません(宗11)。

第三者は、宗教法人に対しても代表役員ら個人に対しても別々にあるいは同時に請求できます。そして第三者に損害賠償をした宗教法人は、支払った損害額を代表役員ら個人に対し求償することができます(渡部翁『逐条解説宗教法人法(第4次改訂版)』106頁(ぎょうせい、平21))。

(3) 目的範囲外の場合

代表役員らの不法行為が宗教法人の目的の範囲外であるときは、宗教法人の不法行為とはなりませんから、宗教法人は何ら責任を負いません。不法行為をした代表役員らが個人的に責任を負うだけです。同時に不法行為を行った代表役員らの行為に賛成した責任役員らも、代表役員らと連帯して個人的に責任を負うことになっています(宗11②)。

事例 寺の鐘の音がうるさいと訴えられた場合

富山県にX寺という浄土宗のお寺があります。X寺は青銅の大仏を護持しているので有名です。大仏は西暦1212年に初めて造立されて以来、いく度か大火の類焼の厄にあいながらも再建され、今日に至っています。また、梵鐘も1804年に時の町奉行の発願で町の報鐘として铸造され、鐘楼ともども大火にあってきましたが、再建され市の文化財にも指定されています。

1 生活妨害だから鐘を鳴らすのをやめよという訴え

これまで代々永年にわたって寺の住職が、風雪に耐えながら年中無休で時を告げるため、朝夕6時に毎回7打ずつ鐘をついてきました。その荘厳な音色は近隣の人に時を告げ生活の区切りを刻んでくれるものでした。ところが、不動産業を営むAさん一家が、寺の隣に土地を買って住み始めてから少し事情が変わりました。Aさんには大学受験準備中の息子がいました。Aさんは、息子も自分も夜が遅く朝寝する

当者が複数いるときには、代表者に対して支給する。

(支給時期および方法)

第10条 退職慰労金の支給時期は、責任役員会での決定後、2か月以内とする。ただし、法人の経営状態により、当該役員または遺族と協議のうえ、支給の時期、回数、方法について別に決めることができる。

2 退職慰労金等は、業務の引継を完了させ、かつ、法人に対して返済すべき債務があるときはその債務を返済した後に支給する。

(規程の運営)

第11条 役員退職慰労金・弔慰金の財源を補完する目的として、○
○生命保険会社との間に契約者を宗教法人、役員を被保険者とする役員退職金保険契約を締結する。

(規程の改正)

第12条 本規程の全部または一部の変更は、責任役員会の決定による。

付 則

この規程は、平成○年○月○日より施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

書 式 責任役員会議事録

責任役員会議事録

平成○年○月○日午前○時○分より、当宗教法人寺務所において責任役員会を開催した。

出席責任役員 ○名 (全責任役員 ○名)

以上のとおり出席があり、本会は適法に成立した。

よって代表役員○○○○は、選ばれて議長となり、下記の議案につ

き可決確定の上、午前〇時〇分散会した。

[議 案]

第1号議案 代表役員および職員退職慰労金（弔慰金）支給規程制定の件

上記の議案につき、議長から制定の主旨に関して説明があり、その内容について逐条的に審議したところ、出席した責任役員全員の賛成をもって、これを可決した。

なお、この規程は当法人掲示場に、1か月間公示される。

第2号議案 代表役員および職員退職慰労金（弔慰金）準備として、生命保険を利用する件

上記の議案につき、議長から退職慰労金（弔慰金）の原資として〇〇生命保険相互会社の生命保険を活用する趣旨に関して説明があり、その内容について慎重に審議したところ、出席した責任役員全員の賛成をもって、これを可決した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、出席責任役員全員がこれに記名押印する。

平成〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

宗教法人〇〇〇〇 責任役員会

議 長 代表役員 ○ ○ ○ ○ 印

責任役員 ○ ○ ○ ○ 印

同 ○ ○ ○ ○ 印

第7 寺院と税務調査

1 税務調査の種類

税務調査とは、税法の定めるところに従って適正に納税義務を履行しているかどうかを質問・検査し、その結果、脱漏・不正のある場合には、更正・決定により納税義務を二次的に決定する行政行為です。

この税務調査は、大きく以下の3種類に分類されます。

- ① 更正・決定、賦課決定を行うか否かの判断をするための調査(課税処分のための調査)
- ② 滞納処分手続を遂行するための調査
- ③ 租税犯則事件の内容を確認するための調査

2 税務調査の目的と必要性

所得税、法人税、相続税などの国税は、申告納税制度を採用しています。申告納税制度とは、納税者自らが、税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、納付する制度です(税通16①一)。

この制度は、全ての国民が法律に従って正しく申告でき、また、申告することを前提としています。しかし、税法は複雑かつ緻密な内容で、一般人にとっては理解が困難ですので、間違った申告をしてしまう可能性があります。また、悲しいことですが、全ての人が正直で納税意識の高い人ばかりとは限りません。加えて、納めた税金は、道路工事・警察・消防・国防・社会福祉などに充てられますが、これらは納税に対する直接的な反対給付ではないので、租税回避を誘引しやすい性質を持っています。

そこで、誤って不適法な申告をした納税者や、わざと不適法な申告をした納税者に対し、適法に納税し直してもらうことを目的とする制度が必要となります。これがすなわち、税務調査です。